

支援する会ニュース

教員採用不正の真相を追究し秦聖一郎
さんを支援する会 No.4
〒874-0947 別府市浜脇2-11-11
TEL/FAX 0977-23-6561
HP <http://ssdn.dip.jp/sien/>
編集世話人：井上正博

闘いは5年目に

県教委は処分を取り消し、秦さんを教諭に戻せ

支援の輪を広げよう

09年、秦さん提訴

秦さんを含む21名の教員が、県教委から採用取消処分を受けただのが2008年8月29日でした。秦さん自身も家族も「口利き」など一切関与しておらず、県教委幹部が行ったとされる「占拠いじり」（不正工作）を理由に採用を取り消されたのは、2009年3月30日、処分の取り消しを求め提訴しました。秦さんは、教諭としての身分を失い、臨時講師を続けながら裁判闘争を続けてきました。

傍聴・宣伝・署名活動
支援する会は、これまで19回の口頭弁論に傍聴参加し、毎回、傍聴席を満席にしてきました。

また、4回にわたりのトキハ本店前で宣伝・署名活動をしてきました。その都度、多くの県民から「頑張って」と激励を受け、自分が見聞した採用に関わる不正を告

発する方も少なくありませんでした。

昨年11月22日の第19回口頭弁論には秦さんも出席し、報告会でも心境を語りました。

「今でも先行きの不安は感じているが、できることをやっている」と思っている。先日もトキハ前で署名活動をした。県教委幹部が今でもそのままだのは納得できない。力を貸してほしい。一いつい訴えたい参加者は注意を新たにしました。

5年目、重要局面へ

裁判も5年目に入ります。昨年11月に開かれた第19回口頭弁論では、原告・秦さん側が証拠として提出した神戸大学阿部泰隆名誉教授、慶応大学橋本博之教授の意見書について陳述が行

なわれました。

（入手方法は4ページ参照）
並行して行なわれているMさんの裁判では、P

Cデーラの外部鑑定が決定し、1月28日の口頭弁論では、Mさん本人と初任研担当教員への尋問も行なわれています。鑑定結果がどうなるかは予測できませんが、当然秦さんの裁判にも影響

求償権問題
支援する会はおおいた市民オンブズマンと共同して1月18日、県監査委員に対して求償権にかかわる住民監査請求を行いました。

住民監査請求へ

住民監査請求へ

これは、明らかに違法、不当であり、その是正勧告を監査委員に請求したものです。

（詳しくは次頁の「永井代表世話人に聞く」参照）
住民訴訟も視野に

監査委員は、この請求を受け、2月5日には、意見陳述を開催しましたが、最終的に棄却することも考えられます。秦さんを支援する会では、1月の拡大世話人会で、その場合は住民訴訟に踏み切ることを確認

しています。



求償権問題での

住民監査請求について

永井代表世話人に聞く

Q 住民監査請求の内
容は？

教員採用試験において、不正な点数操作のありで不採用とされた54名は、本来は採用されていたはずですから、県は国家賠償法に則り、和解できた53名に合計904.5万円の損害賠償をしました。

しかし、賠償金は県税です。本来は税金ではなくて不正に関与したものが賠償しなければなりません。つまり、①試験に合格するよう依頼した者の②これを「口利き」した者の③それを受けて点数操作に関与した者たちと共同責任があるからです。

したがって、いわば県が立替払いをした賠償金は、これら3者に対して補填するよう求める権利が県にあります。これが求償権です。ところが、県は贈収賄で有罪となった前記③の7名

の教育公務員を求償対象者にしたのみで、①②については不問したので、主としてこれを是正するよう求めたのです。

Q 請求の秦さんの裁判に与える影響は？

秦さんは、教諭への復権を求めて提訴しましたが、真相究明もその目的としています。県教委OBの大学院教授が、秦さんと受験者からの依頼なしに、自由に「口利き」をした疑いがあります。これを含めて全容解明にいたっては、ません。

住民監査請求は、この「口利き」の実態を解明せずに求償権を行使したの、不当だから、条例による第三者委員会を設置し、11月および08年度の不正合格の依頼者・仲介者を特定し、

求償権を十全に行使するよう求めています。秦さんの処分取消請求訴訟に直接影響を与えるものではありませんが、真相に光を当てよう求めたものです。

Q 請求が却下された場合の対応は？

監査請求日の1月18日付で受理されましたので、門前払いの「却下」はありません。しかし、4名の監査委員の半数は県議です。他の委員も県知事らの息がかかった人たちでしょうかから請求には理由がないとして「棄却」されるものと思えます。そうすると、あとは住民訴訟で争うしかありません。

大分県教委の教員採用不正事件を、曖昧なまま幕引きさせることは、百年の設計の視点からも絶対に許されません。県民の力を結集して闘いましょう。



今、教育現場は



小学校

元気を無くすもの

小学校の学級担任をしていて、元気を無くすことばかりだと感じている。自己申告シート、教職員評価、保護者アンケート、児童アンケート、学力テストなど、追いつめられている気がする。そして、やることが多すぎて、終わらない仕事。空き時間はほとんどなく授業をする。休み時間も子どもの指導や、宿題の丸付け、同僚との短い打ち合わせなど慌ただしい。放課後も職員会議だけでなく各種会議や校務分掌の仕事、出張がある。様々な提出物にも追われている。このごろは、管理職がこんな仕事を振ってくる。夜も家でノートに赤ペンを入れる。だが、一番重要な教材研究までいき

つかない。土日にすればよいのだろうか、疲れて意欲がわかない。さらに納得できないのは、退職金減額問題。六分県では途中退職者が半分に周知徹底しなかったことだ。本当に退職予定者に選考を保障していたのだろうか。疑問が残る。

県立学校

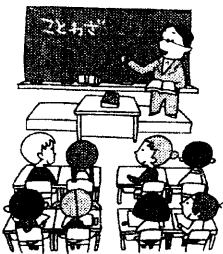
(県北の女性教員)

長年学校に勤務し、臨時講師の経験もあるので、教員不採用事件で採用取り消された人のことに無関心ではいられない。また教員採用のあり方にずっと疑問も持ってきた。臨講の時、先輩に「誰か頼んだか？」と聞かれ、「そんなことはないですね」と答えると、「そんなことじゃ、いつまでも採用ならんよ」

と云われたのは私だけではないだろう。「必要な生徒の情報は、なるべく詳しく記録を残せ」と20年以前に管理職から言われた。「説明責任」という言葉が職場で使われるようになって10年以上になる。しかし、そういうことを進めてきた県の教育の中枢が不正を働き、「記録」(答案)を廃棄し、その後も隠蔽体質を貫いている。現場では、県への調査回答や報告は増える一方で、多忙化に拍車をかけている。その多くが趣旨を理解したいものばかりである。

(県立学校の男性教員)

現職教員の死にや休職が一向に減らないが、PC上での「ストレス診断」や口先だけの「負担軽減」では現状は全く改善されないの



秦さんを先頭に

街頭宣伝・署名行動

支援する会は、県教委の不正を広く県民に知らせ、裁判所が厳正・公正な判断を行うことを求める宣伝・署名活動を行っています。

昨年6月23日(土)には、1人が参加してトキハ本店前で行いました。あいにくの小雨の中で、署名用紙やチラシが濡れるという困難にもめげず頑張り、48名の方の署名が集まりました。マスコミもNHK、OB



マイクを握り訴える秦さん



横断幕を掲げてやっています

から、自分が自覚した採用に関わる不正を語り、激励してくださる方が、たくさんいました。

秦さんもマイクを握り

11月17日(土)には、同じトキハ前で行いました。

この日は、秦さんも母親と一緒に参加し、自らマイクを持ち訴えました。

13人が参加し、95人分の署名が集まりました。

通りかかった元大阪府立学校の教員が、「大阪では、この件は決着したと組合が説明していたが、まだやっているのか」と聞いてきたので、現状を話すのと、「不公平だ」と呼ばれ、話を、頑張っていると言っていました。

県民の声

体罰事件に思う

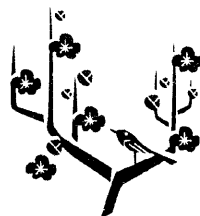
余谷 洋子

は、保護者はわが子の担任の教師に贈り物をするらしい。「贈り物は、贈り主の子どもの成績に影響する」とがある」と、留学生は話している。

また、韓国の留学生は、教師から体罰を受けることを容認している。「体罰を受けることによって、規律正しく立派な人間になれる」とはっきり言う。韓国を旅行すると、確かに日本の学生より、服装の乱れも無く、規律正しい行動をとっている学生たちを目にするこ

とが出来た。しかし、私は韓国の学生

に「体罰は絶対あってはならない、日本の学校教育では体罰は許されない」といつも話していた。昨今の体罰事件は、私の話を根拠から覆した。韓国からきた留学生には、日本から多くのものを学んで帰国して貰いたいのだが...



大分県教員採用に係る事件の経過 (4)

2012年

- 4月23日 第25回口頭弁論 (Mさん)
- 5月28日 第26回口頭弁論 (Mさん)
- 6月23日 街頭宣伝・署名行動(トキハ本店前) 11人参加、署名48筆
- 6月28日 第17回口頭弁論 (秦さん)
- 7月 2日 第27回口頭弁論 (Mさん)
- 7月29日 支援する会拡大世話人会
- 8月27日 第28回口頭弁論 (Mさん)
- 9月27日 第18回口頭弁論 (秦さん)
- 10月 1日 第29回口頭弁論 (Mさん)
- 10月14日 支援する会拡大世話人会
- 10月末 「教育公務員のあり方を考える会」(県教組など)が「公平・公正な裁判を求める要望書」と3万人分の署名を大分地裁に提出
- 11月17日 街頭宣伝・署名行動(トキハ本店前) 13人参加、署名95筆 秦さん、親子で参加
- 11月19日 第30回口頭弁論 (Mさん)
- 11月22日 第19回口頭弁論 (秦さん) 秦さん出廷 岡田弁護士より採用取消に関する3件の意見書について陳述

2013年

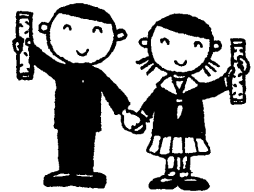
- 1月18日 求償権問題で住民監査請求書を提出 (支援する会と市民オンブズマンの共同)
- 1月19日 支援する会拡大世話人会
- 1月28日 第31回口頭弁論 (Mさん) Mさんに対する本人尋問
- 1月28日 監査委員協議会、住民監査請求の受理を決定
- 2月 5日 住民監査請求で意見陳述

教育

裁判

県政

語り合おう



「支援する会」第四回総会

参加しよう

「教員採用不正の真相を追究し秦聖一郎さんを支援する会」の第4回定期総会が、3月2日(土)コンパルホールで開催されます。前回は、「これでインカイ、県教委の「第2弾」をアーマーにシンボジウムが行われました。内容は、県教委の求償権行使についてなど、会場からの意見も含めて活発な議論が展開されました。残念ながら、参加者が減少傾向にありますが、熊本から参加された方もいました。

世話人会では、今回の総会では、秦さんや弁護団の報告のほか、参加者全員で

討論する時間を十分に取るよう計画しています。提訴から4年が経過し、別に進められているMさんの裁判では「証人尋問」が行われ、弁護団は「一気に終盤を迎えつつある」と言っています。

秦さんの方は、口頭弁論が開かれた回数が、Mさんと比べると少ないとはいえ、Mさんの裁判の進行に伴って重要な局面を迎える可能性もあります。

会員一人一人の支援する会の活動に取り組む思いを語り合い、交流する中で、県教委が秦さんを教諭に戻すまで闘い続ける決意を新

た。

たけする場をしましょう。また会員でない方も誘って、にぎやかな総会をしましょう。



「教員採用不正の真相を追究し 秦聖一郎さんを支援する会」 第4回総会

- ◇日時：3月2日(土) 午後1:30~4:30
- ◇場所：大分市コンパルホール 303会議室
- ◇記念討論会：原告・弁護団報告、自由討論
- ◇議事：活動・会計報告 活動計画、予算案 世話人選出 その他

懇親会のお知らせ

総会終了後、左記日程で懇親会を開催します。参加希望者は2月末日までに事務局に申し込んでください。

- ◇日時・場所 2月午後5時~ 豊後寿司
- ◇会費 2,000円

職権取り消し(秦さんの採用取り消し)は違法

△第19回口頭弁論で意見書の陳述▽

第19回口頭弁論では、岡 較・検討を踏まえた上で、田弁護士が、原告が証拠として提出した各名の学者の意見書について陳述を行いました。

内容は、県教委が行った採用取り消しの法的根拠について、裁判例の詳細な比較

内容は、県教委が行った採用取り消しの法的根拠について、裁判例の詳細な比較

会費の納入・会員拡大・カンパのお願い

支援する会の活動を支え、裁判闘争を維持していくためには、財政的基盤を確立することが重要です。そのために

1. 会費の納入
2. 会員の拡大
3. カンパ

の三つの取り組みをお願いします。

提訴から4年が経過しようとしていますが、まだ県民は関心を持って裁判の行方を注目してくれています。第4回総会を契機に周りの人に訴え、大きな支援する会にしていきましょう。

前回の総会には、熊本から参加して下さった方もいましたよ。

会費・カンパの振込先

郵便振替口座
 口座番号 01750-4-138075
 口座名義 教員採用不正の真相を追究し 秦聖一郎さんを支援する会

今後の日程

3月2日(土) 13時30分 支援する会 第4回定期総会

於：コンパルホール 303会議室

3月14日(木) 13時10分 第20回口頭弁論(秦さん)

※終了後、弁護士会館で報告会があります。

